

## 浜松市みどりのリサイクル事業に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭等から生じた剪定枝、刈り草、落ち葉等（以下「剪定枝等」という。）の再資源化のために市が実施するみどりのリサイクル事業について、必要な事項を定める。

### (廃棄物の種類)

第2条 みどりのリサイクル事業（以下「事業」という。）で受け入れる廃棄物は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成25年浜松市条例第58号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する家庭系廃棄物のうち、市内で生じた剪定枝等を自己搬入するものとする。

2 剪定枝等のうち、次に掲げるものは、この事業では受け入れない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 1本の長さが1メートル又は直径が1.5センチメートルを超えるもの
- (2) 根又は根が付き、処分が困難なもの
- (3) 土が付着し、処分が困難なもの
- (4) かぶれるおそれのあるもの
- (5) 毒性を有するもの
- (6) 腐敗したもの
- (7) 燃え残りのもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が受け入れができないと認めるもの

3 剪定枝等以外の廃棄物は、この事業では受け入れない。

4 条例第2条第3号に規定する事業系廃棄物は、次に掲げる場合を除き、この事業では受け入れない。

- (1) 清掃奉仕活動により収集した剪定枝等を自己搬入する場合
- (2) 地域住民が自主的に管理運営している施設において生じた剪定枝等又は地域住民が主催する営利を目的としない行事により生じた剪定枝等を自己搬入する場合  
(自己搬入)

第3条 この事業でいう自己搬入とは、利用者自身が剪定枝等を受入場所に持ち込み、所定の場所へ荷下ろし・積込作業等を行うことを指す。

### (剪定枝等の受入場所等)

第4条 この事業における剪定枝等の受入場所の名称、所在地、日時等は、市長が別に定め公表するものとする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。